

神奈川県難病対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号、以下「難病法」という。）第32条に基づき、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議するため、神奈川県難病対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 難病対策の推進に関すること
- (2) 地域における難病の患者への支援体制の整備に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(設置期間)

第3条 協議会の設置期間は、設置から5年とする。ただし、設置期間の最終年度において、協議会の見直しを行い、設置期間を延長することができるものとする。

(構成員等)

第4条 協議会は、委員30名以内で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから神奈川県健康医療局保健医療部長が選任する。

- (1) 難病の患者への支援に係る関係機関、関係団体の代表者
 - (2) 難病の患者及びその家族
 - (3) 難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者
 - (4) その他神奈川県健康医療局保健医療部長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、選任から2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長の指名した者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長に事故あるときは、副会長が職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 会議は、会長が必要と認める時に召集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(地域における難病対策地域協議会の設置)

第7条 各保健福祉事務所及びセンターは、概ね二次医療圏をその範囲として、単独又は共同で、難病法第32条に規定する難病対策地域協議会を設置するよう努める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年2月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初の協議会の招集は、神奈川県健康医療局保健医療部長が行う。
- 3 この要綱の施行後、最初に選任された委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から適用する。